

セーフティポリス隊則

(セーフティポリス)

第1条 「セーフティポリス(以下「SP」という。)」は、第2条に掲げる「香川県警察セーフティプロジェクト(以下「プロジェクト」という。)」の趣旨に賛同し、「自分の郷土は自分で守る」という崇高な理想の下に集う隊員により、安全で安心なまちづくりのための活動を推進することを目的とする。

(香川県警察セーフティプロジェクト)

第2条 この計画は、自治体、地域住民、事業者等がお互いの情報の共有と連携を図りながら重層的な安全・安心ネットワークを構築するとともに、社会の規範意識の向上と絆の強化をめざし、県民から広く募集したSPとも連携しながら諸対策を推進することにより、犯罪の起きにくい社会を実現することを目的とする。

(本部事務局)

第3条 プロジェクトの本部事務局は、香川県警察本部生活安全企画課内に置く(087-833-0110(担当内線3031~3033))。

(組織)

第4条 香川県内に居住する者で第1条の趣旨に賛同する者はSPとして入隊することができる。ただし、プロジェクトの趣旨に反して、その活動を妨害する等の言動を行った者は、事務局の判断で除隊させることができる。

(役員等)

第5条 原則として、SPには役員等はおかず、上下関係の無いボランティア的活動を旨とする。ただし、SP同士が連携するに当たり、リーダーの下でグループやネットワーク作りをすることを妨げるものではない。

(活動)

第6条 SPは、第1条の目的を達成するため、自分のできる範囲で、次の活動に取り組む。

- (1) 社会のルールやマナーを守り、周囲の人にも守るよう呼びかける。
- (2) 危ない場所や、不審な人を見かけたら警察に通報する。
- (3) 「香川県警察ヨイテメール」に登録する。
- (4) 警察やボランティア団体が行うキャンペーンや行事に参加する。
- (5) その他警察に協力する活動

(自己責任)

第7条 プロジェクトの活動中、隊員が事件・事故に遭遇した場合は、自己責任となることから、可能な限り自費でボランティア保険に加入することとする。

(任期)

第8条 SPの任期は、年度更新とし、SPからの申し出がない限り年度ごとに自動更新する。

附則 この隊則は、平成23年4月1日から施行する。
この隊側は、平成29年1月1日から施行する。
この隊側は、平成29年4月1日から施行する。